

球磨村各種大会出場激励費交付要綱

令和8年2月10日
球磨村教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、村内に居住する児童生徒、団体又は個人(以下「団体等」という。)が、遠隔地で開催される各種スポーツ競技大会又は文化的催事(以下「大会等」という)への出場に際し、出場者への応援及び支援を目的に村長は予算の範囲内において激励費を交付するものとし、その激励費については、球磨村補助金交付規則(平成3年球磨村規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(激励費の対象)

第2条 この激励費の交付対象者は、村内に居住する者(球磨村の住民基本台帳に登録があり、かつ、実際に居住中の者。以下において同じ。)又は、村内に居住する者が三分の二以上で構成される団体で、スポーツ行事又は文化的催事の活動を行う者とする。

2 交付対象者は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、村長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 県内の予選大会等を経て九州大会以上への出場資格を取得した団体及び個人
- (2) スポーツ競技大会の実施要綱等で規定された標準記録等を達成して、九州大会以上への出場資格を取得した団体及び個人
- (3) 競技団体等から推薦、選考及び選抜を受けて九州大会以上への出場資格を取得した団体及び個人
- (4) 海外大会(親善試合及び交流試合を含む。)への出場資格を取得した団体及び個人
- (5) 県中体連大会以上への出場資格を取得した団体及び個人

(激励費における指導者の取扱)

第3条 主催者が大会要項等で定めた指導者で、団体種目にあつては2人以内、個人種目にあつては1人以内を交付対象者として取り扱う。

(激励費の額)

第4条 出場者及び指導者の1回1人あたりの激励費の額は、次のとおりとする。

大会種別	県中体連	九州管内(沖縄除く)	九州管外(沖縄含む)	海外大会
補助額	15,000円	30,000円	50,000円	別途協議による

2 団体での出場に関しては、激励費の総額は1団体あたり、国内大会については30万円を限度とする。

(激励費の交付申請)

第5条 激励費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、激励費交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合で村長が特別に認めるときは、大会終了後2ヵ月以内に申請書を提出することができる。

3 村長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励費の交付を決定し、激励費交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(激励費の交付)

第6条 前条第3項の交付決定を受けた者は、速やかに激励費交付請求書(第3号様式)を村長に提出しなけれ

ばならない。

(激励費の返還等)

第7条 村長は、激励費の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、激励費交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した激励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により激励費の交付を受けたとき。
- (2) 大会等に出場しなかったとき。

(激励費の実績報告)

第8条 激励費の交付を受けた者は、当該大会等終了後速やかに激励費交付実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 村長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、激励費確定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(看板の設置)

第10条 村内に住所を有したことがある者が、第2条第2項に該当した場合は、看板を設置することができる。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(球磨村各種大会出場経費補助金交付要綱の廃止)

2 球磨村各種大会出場経費補助金交付要綱(平成9年球磨村教育委員会告示第25号)は、廃止する。